

第十六回 参議院農林委員会議録第十七号

(四九五)

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午後
一時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 真吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
横川 信夫君
上林 忠次君
北勝 太郎君
河合 謙三君
清澤 俊英君
戸叶 武君

衆議院議員
政府委員
事務局側
常任委員
専門委員
説明員
農林省農林經
濟局經濟課長
中西 一郎君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
遠藤 三郎君
農林大臣
大蔵大臣 小笠原三九郎殿
林野庁職員の賃銀改訂及び増額
に関する件

○本日の会議に付した事件
○農林政策に関する調査の件
(林野庁職員の賃金改訂及び増額に
関する件)
(西日本水害対策に関する件)
(特定中小企業の安定に関する臨時

措置法の一部を改正する法律案に關
する件)

○農業機械化促進法案(衆議院送付)
○小委員の選任の件

○委員長(片柳真吉君) 只今より農林
委員会を開会いたします。この
最初に林野庁職員の賃金改訂及び増
額に関する件を議題に供します。この
件につきましては、昨日の委員会で政
府に申入を行うことになりました
ので、先ずその案文を朗讀いたします。

案

昭和二十八年七月十七日

参議院農林委員会

只今朗讀いたしました申入案を御異
議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと
認め、政府に申入れることに決定いた
します。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農業機
械化促進法案を議題に供します。先ず
提案者より提案理由の説明をお願いい
ます。衆議院議員遠藤三郎君。

三号を以て公共企業体等中央調停委
員会から調停案が提示せられたる受
諾が勧告せられているのであって、
この問題は国有林野事業の遂行に多
大の影響を及ぼす事実にかんがみ当
委員会においても深甚の関心を払つ
ておるのであるが、右について左記
のとおり措置せられたく
當委員会の総意によつて右申入れ
す。

戰後、農地改革によりまして我が國
は農機具の試験研究を盛
に行なつて農機具の改良発達を促進す
るため、農業改良助長法等に基き地域
基盤の上に合理的且つ近代的な耕作技
術によつて食糧生産の増強に努力推進
いたしましたことは、当面する最も重大
な課題であります。我が國の農耕技術
は、明治以来、主として品種の改良、
施肥技術の改善の面において著しい發
達を示したのであります。但し、生産手段

事する職員中定員内職員及び常勤
労務者の約三万人の現行給与の不合
理については、給与ベース改訂に
関する部分を除き、調停案の趣旨
を尊重してこれを是正すること。

二、給与ベース改訂に関する部分に
ついては、今後一般公務員並びに
公勞法適用の公社及び現業のベ
ース改訂の際これと協調を失すこと
とのないよう遺憾なく措置すること。

只今朗讀いたしました申入案を御異
議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないと
認め、政府に申入れることに決定いた
します。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農業機
械化促進法案を議題に供します。先ず
提案者より提案理由の説明をお願いい
ます。衆議院議員遠藤三郎君。

三号を以て公共企業体等中央調停委
員会から調停案が提示せられたる受
諾が勧告せられているのであって、
この問題は国有林野事業の遂行に多
大の影響を及ぼす事実にかんがみ当
委員会においても深甚の関心を払つ
ておるのであるが、右について左記
のとおり措置せられたく
當委員会の総意によつて右申入れ
す。

の高度化はやや進歩が遅く、今なお多
くの農民は苛酷な労働の下に生産を続
け、そのため年産增加の限界は低く、
経営並びに生活の改善も又期待し得な
い状況にあります。併しながら最近に
おきましては、農機具に関する改良も
相当程度進展し、なんづつ農民の側
における農業機械化に対する意欲も急
速に高まって参りましたので、このと
きにおきまして、自動耕耘機、カルチ
ベーター、二段耕耘その他の動力又は
畜力を利用する農機具を急速に改良音
及し、我が國農業経営の現状に即応し
て、長期且つ低利の資金を確保するよ
う必要な措置をとらない旨を規定し
たことは、検査基準に照らして合格又
は不合格を決定し、又それが検査基準
に適合しているかどうかを隨時検査し
て、適合しないときは合格の決定を取
消すことができるようにして、他方検査
成績或は合格の取消に対しても異議の
申立の途を開いてあるものであります。

この法案の主要内容は次の通りであ
ります。第一は、国は、農民が効率的
な農機具を共同で利用しようとすると
きに必要とする農機具購入資金に対し
て、長期且つ低利の資金を確保するよ
う必要な措置をとらない旨を規定し
たことであります。

第二は、国は農機具の試験研究を盛
に行なつて農機具の改良発達を促進す
るため、農業改良助長法等に基き地域
基盤の上に合理的且つ近代的な耕作技
術によつて食糧生産の増強に努力推進
いたしましたことは、当面する最も重大
な課題であります。我が國の農耕技術
は、明治以来、主として品種の改良、
施肥技術の改善の面において著しい發
達を示したのであります。但し、生産手段

機具の教育展示施設の設置及び運営、
農機具の共同利用組織の育成整備の指
導並びに農機具の共同利用を効果的に
推進するために必要な農民技能者の養
成等を行ふのに必要な経費の一部を補
助することができる旨を規定したこと
であります。

第四は、農機具の改良発達並びに優
良農機具の普及奨励に資するため從來
実施して参りました農機具の国営依頼
検査を法制化するものであります。即
ち農林大臣は農機具の検査を依頼され
たときは、検査基準に照らして合格又
は不合格を決定し、又それが検査基準
に適合しているかどうかを隨時検査し
て、適合しないときは合格の決定を取
消すことができるようにして、他方検査
成績或は合格の取消に対しても異議の
申立の途を開いてあるものであります。

第五は、農業機械化に関する重要な事
項を調査審議するため、農林省に農業
機械化等議会を設置し、その組織、議
事及び運営等は政令で規定することで
あります。

第六は、以上のほか、国又は都道府
県は農業機械化を促進するのに有効な
事項、例えば研修会、共進会等を積極
的に行なうよう努めなければならない旨
を規定したことであります。

以上がこの法案の主要な内容であり
まして、御説明いたしました通り、こ
の法案は国又は都道府県のとるべき措
置、施策に多くのものを期待しており
ますので、これが施行に際しまして

は、逐次それらの措置、施策の拡充、強化を図りまして、これが立法の趣旨の実現に万全を期したいと存する次第であります。

何とぞ慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願ひいたします。

○委員長(片柳義吉君) 本件の質疑は後日に譲りまして、次に先日設置されました農業災害補償制度に関する小委員の選任を行います。その選任は指名を委員長に一任せられましたので私より指名いたしました。佐藤清一郎君、関根久蔵君、河野謙三君、清澤俊英君、戸叶武君、松浦定義君及び鈴木強平君の七名にお願いいたします。

次に、西日本水害対策の件を議題に供します。最初に渡部宜房長より御説明願います。速記をとめて下さい。

午後二時二十五分速記開始

○委員長(片柳義吉君) これから速記を始めますから御質疑があれば御発言を願います。

○重政麻徳君 二号台風に対する予算ですね、大体いつ頃までに大蔵省との折衝が付くお見込みでしょか。それからこのたびの九州の災害の三十億の繋き資金、これはまだ或いはわからんかもわからんが、農林関係にどれだけ長い廻つておるか、現地のほうで……調べがわかれればお答え願いたいと

思います。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点の二号台風の予算の關係でありますが、これは実は六党議員連盟の案が昨日やつとまとつたのであります。それまでは農林省だけの案で、もう大蔵省も扱えなかつた、議会の意思がどうであ

るかということを付度して延び／＼になつておつたのであります。恐らく本日の衆議院の対策委員会でこれは決議になると思ひます。そうしま

すと、大蔵省のほうもいつまでもぐず／＼しておるわけに行かんと思いま

すので、又私のほうとしましてもそ

の決意がきまれば、できるだけ早く解決したい。こういうふうに考えておりました。的確に何日ぐらいとということは申上げかねます。それから繋き資金の分は、これはまだ農業用に何ぼというよ

うなのはわかりません。恐らくこれは

県に照会すれば、もう配当は済んでお

ると思うのですけれども、まだ私ども

のほうの手許に来ておりません。

○白井勇君 協同組合あたりで手持をしておりました肥料なり、その他相当

のものが流失をしておるようなことが

あるわけですね、そうしますと、片方

は中小工商業者に対しましては、低利

融資の方法が考えられるとい

うことになるようですが、それにつきまして、協同組合は今申しましたよ

うなものについても、やはり何かそういう

融資の方法が考えられるわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) 協同組合の運転資金の融通は、当然これは中金からも現地に小野理事が行きました处置しました。これも……。

○白井勇君 いや、一般の融資資金でなしに、今度の災害、特にそういう損害がありましてですね。

○政府委員(渡部伍良君) この利子をどうするかという問題はですね、若しも現地に入をやりまして、それで

○政府委員(渡部伍良君) 職員の罹災

に付しましては、例の共済組合の金で

救急措置を講じております。これはも

うすぐ現地に入をやりまして、それ

現地で……。

○白井勇君 私のお尋ねしておるの

は、そういうものじやなしに、つまり

は、今度の二号台風等についても、そ

ちらのほうも問題になつておる程度で、安い金を出すようにはなつていな

いように聞いておりますが。

○白井勇君 私九州に参りました、現

地を私が見た範圍におきましては、そ

ういう農協が相当あるのです。恐らく

あなたのはうでも係官が行つておるわ

けですから、情報が入つておると思

いが、そういう一つの……、從来平生の

場合におきましてやつておるわ

けです。

○白井勇君 私が見た範圍におきましては、そ

ういう農協が相当あるのです。恐らく

あなたのはうでも係官が行つておるわ

けですから、情報が入つておると思

いが、そういう一つの……、從来平生の

場合におきましてやつておるわ

けです。

○白井勇君 私九州に参りました、現

地を私が見た範圍におきましては、そ

ういう農協が相当あるのです。恐らく

あなたのはうでも係官が行つておるわ

けですから、情報が入つておると思

いが、そういう一つの……、從来平生の

場合におきましてやつておるわ

けです。

○白井勇君 私九州に参りました、現

地を私が見た範圍におきましては、そ

ういう農協が相当あるのです。恐らく

あなたのはうでも係官が行つておるわ

けです。

○白井勇君 私九州に参りました、現

地を私が見た範圍におきましては、そ

模の多少の関係等もありまして、それの振合い、それとの歩調を合わせないようなる」とが、まあそう簡単にできぱき付きましたので、改正するとしても、この議会がいつまで延長されるかちよつとわかりませんが、仮に当初の期間通りであるとすれば、恐らく改正せねばいかんということをきめて、こういう点を議論しているうちに済んでしまうのぢやないかと思つて実は心配しております。今朝も衆議院の対策委員会のほうでもその問題を議論しております。まあ対策委員会の中でもいろいろ／＼な意見が出来まして、大体直さなければいかんという腹すもりには、農林省としてはなりかつておるのだけれども、さあそれじやどう直すかというにはまだ相当暇がかかるのぢやないかと、こういうふうに私は感じております。なおこの点は更によく検討を進めたいと思います。こういふふうに考えております。

なんんと思ひますが、やはり相当な災害が起きてゐるようであります。それらの資料は今調査中であります。県から報告は来ておりませんけれども……。

○上林忠次君 多分この六県以外に相当災害の多い県があらうと思ひます。特に農産物或いは農業施設の関係については、この委員会から今回のであります水害対策緊急委員会、あのほうに問題を提供しなくちやいかんのじやないか、六県以外にまあ兵庫或いは島根、鳥取、京都、あの辺まで相当な被害があるのじやないか、これを含めてのこちらの関係の調査もしなくちやならんし、緊急対策委員会のほうにも連絡をしなくちやならんと思います。その点農林省の現在の調べはどうのくらいまで行つておりますか、調査がありますならば、お聞きしたいのですが。

○政府委員(渡部伍賀君) まだまとつた調査はできておりません。県の報告程度であります。

○清澤俊英君 九州の水害問題とは直接いやありませんが、先般決算委員会でいろいろ調査した結果、殆んど建設と農林の土木事業において九〇%不正事実が行われている、従つてこのたびの九州のような大灾害が多くその原因がそこらに発していいとは考えられないといふようなことの新聞発表があつた、こう思つておりましたか、非常に重要な私は記事だと、こう見ておりますが、まあ今非常にお取込みの中、すぐこれに対してもうこうという手は打たれておるまいとは思ひますが、打たれることは本当にないかと思ふ。それらに対してもうからどういうような態度で、あなたに言うのもちつとも

○政府委員(渡部伍良親) それは先般内閣委員会で、会計検査院のたしか小峰局長だったと思いますが、その局長の答弁だと思いますが、検査をいたした個所のまあ九〇%が大なり小なりの不正事実を包蔵しておるようだと、こういうふうにおつしやられたと聞いております。これはなかへデリケートな問題がありまして、例えば補助金をもらつて地元負担を使わずに、補助金だけで事業をやつておつたというのも内容になつておりますし、それから、補助金の額が少なかつたから、補助金を申請した設計よりも余分なものをやつておつたというのも不正事実の内容になつております。それからひどいのになると、セメントを食つたというのもあれになつております。その不正の内容がまあ千差万別と言いますが、あれなんでありまして、今それで例の十円以上の工事だけしか補助の対象にしないのを、それをもつと下げるところ、こういう御意見があるのであります。が、やはり農林省の監督が細かいところまで及ばないのであります。又一方地元負担もできるだけ節約するといふ、これには今の地元の町村その他の団体のかたゞへの努力も相当あるのじやないかと思いますが、不正の内容をもう少しはつきり会計検査院のほうから、九〇%ということで局長が仰せられたようなことは非常に迷惑しておるわけなんです。私のほうでは会計検査院のほうへまあ余り無責任に言つて頂かないように、むしろ農林省の責任は回避するわけではありませんけれども

も、農林省がそういう細かいところまで直接責任主体となつてやるのがいいかどうかという仕組の問題もありますので、そういうふた小規模の災害復旧をやる責任主体をどこにしたらよいか、考えなければいかんのじやないかといふ議論も今しておるのであります。まあいすれにしましても、この点は相当役所的な監督だけではなくて、事業の監視と言いますか、監督と言いますか、そういうものも相当働かして頂かなければいつまでたつてもこの問題は絶えないのでじやないかと、こういふふうな気がいたしております。

○河合義一君 先ほど上林委員からお尋ねがありましたが、島根、鳥取、兵庫、京都、相當被害があつたようでありまして、県からの報告はお手許にすでに参つておるそうであります、農林省の出先機関の統計調査部のほうからも来ていてると思いますが、あの地方に対しても救済ができるのでありますようか、対象になるのでありますようかその点を一つ聞いておきたいのですが、兵庫、京都……。

○政府委員(渡部伍良君) 勿論これに對して救済の措置を講ずるつもりであります。ただ先ほど申上げましたように補助率とか、融資の利子補給の程度、そういうものを北九州と同じにやるべきかどうかという点については更に検討を加える必要があると思います。

○河合義一君 ジや何かの方法でそれ相応な救済はできるわけですね。

○重政彌徳君 今災害復旧に対する不正の問題が出たのであります、不正是勿論不正ですけれども、私はもう少し掘り下げて国が考へねばならんのじ

やないかと思うのであります。それ
は農民の負担といふものは從来昨年漸
く法律改正して、ややよくなつたので
あります。が、それ以前は十五万円以下
は農民の負担、なお災害の大小を問わ
ず、一律に六割の負担といふよしな法
律でやつておつたために、農民は實際
負担能力がない、どこまでついて行つ
ても全然負担能力がないものに、ない
立場において復旧をしておつたのであり
まして、これは不正は不正だけれども
が、そのよつて来たるところは全然不
可能な復旧をやつておるということを
政府は承知して、そして私は行政の
指導に当らにやいかんと思うのです。
このたびの九州の災害においても、ま
さに私はこのままでおけば、農民
に不正を助長するような結果になるの
じやないかと思うのです。その点を非
常に心配しておる。勿論何万カ所とい
う小さい工事に対して農林省がその監
督の責任を持つということは、これは
現実においてはできないので、不正を
やらんでも復旧ができるように私はや
つて行かねばならん、こういうようす
思うのであります。が、どうお考えにな
りますか。

ところの物資の補給といふものについては非常に急ぎつつ万全を期してやらなければいかんと思いますので、これについて一つ災害地の認識を非常に欠いておるのでいろいろお教え願いたいと、こう思うのです。

(政府委員(渡辺吉田重義) 全般的にいろいろのものが不足しておるといつておられます。そこで最初に申上げたのであります。が、飯米、飯米の問題は一時うんと闇が上つたのですが、これは例えば博多の例をとれば三百五十円まで行つたのが、今二百五十円以下に下つておるそうです。野菜なんかやはりそれと同じ率で下つておるということですあります。そのほか木材等につきましても一時相当暴騰するのじやないかと、こう言つておりましたか、これなんか製材で持つているやつを取りあえず後で国有林のやつをやるからというの全部配給をさして、あと国有林の分は高知、大阪の営林局の管内からも勤員してやつておりますので、今のところ私のほうに特にひどく言つて来ておるものは、まあ何と言いますか、こちらが責任を持つておるから、ひき目に見ておるのかも知れませんけれども、相當まあ今度思いつつ現地に改良局長以下やりまして、やつたので相当行つておるのじやないかと、こう思つております。問題はやはり今のように、それから飯米の問題でも、これは闇米だけをとつて議論するのはいろ／＼問題がありますけれども、縁上配給も、これはまあここだけの話にして頂きたいのですが、東京の闇米対策に縁上配給せいというような議論もありますので、余り大きくなれば、全部波及すると問

題になりますので、むしろそれに対しても、事務としてはどうせとにかく福岡なら十五日しか配給していないと、佐賀でも二十日なら二十日しか配給していない、あとは妻を食つてもらわなければいけないかんのだから、妻を食つてくれと、事務は相当声を大きく出して言つておるのですが、なかへデリケートな問題で、麦食え、麦食えという声も余り出せたいようでありますから、現地には米も麦も十月一ぱい食つてしまだ余る量を持つておりますので、そういう心配もないと、幸いと言つちや語弊がありますけれども、何というか、冬と比べて衣料がなくとも、これはまあ佐賀の人の話なんか、奥さん方は、女の人はやはり衣料を欲しがつておるけれども、亭主は裸で禪一つでやるとこういうふうにそういう働きができるる時期で相当地慢してやつておるところがあるのも一つの原因じやないかと思いますが、まあ毎日電報で必要なものはどうつてやつておりますので、幸いにして農林省関係のものでは大体うまく行つておるのじやないかと思うのです。あと一番心配になるのは種を送つて蒔付けをやらしておりますが、それがどれだけの効果を発揮するか、共済連の人なんかまあ半年作でしようと、北九州を通じてですね、そういう悲観的なことを言つておりますが、これから問題は稻がどれだけ回復してくれるかと、これだけを頼りにしておるような状態でござります。

これは各方面から伺うので、私たちもともと肩身を広くしておるわけなんですが、ただ私は折角今まで應急対策をうまくやつても、あと失敗してはいけないということを私実は心配する。それは私はどうも非常に疑いを持つのですが、世間でひどい／＼というならば、もう少し物価高にそれが現象として現われなければいかん、ところが聞いて見ると、今お話をのように米は二、三日上つたけれどもすぐ下つちやつた、その他のものも平生になつたと、ところが運輸省へ聞いて見ると汽車はとまつた、船もとまつた向うに行くと道路はない。まるで運輸機関はとまつておる、それならそこに必ず物資の欠乏ということが起つていなければならん、起ればそれが物価高に現われなければならん。ところがそういう現象が起つてない、で、私は一時はあれはニユースや何かで皆ひどいところだけ見て、私は行つて見ないのだけれども、大したことはないのじやないかと、こういう実は疑いを持つたのですよ、ところが現地から帰つた人に聞いて見ると、ひどいのは事実だ、そうすると、又今度物価のほうの関係としてどうもおかしくなつて來た、いろいろ想像以上にひどいのであつて、お金は勿論ないと、もう全然貸出しに行くにも道路がない、乗物もないというのを橋もかかつた、道路もきた、汽車も通じた、金が渡つたと、疊を敷かなければならん、味噌を買わなければなりません、醤油も買わなければいかん、こ

ういうことになつて、私は実はこれだけは自分の中斷かも知れませんけれども、これだけひどい災害だと、これから十日なり二十日なり先に行つて本当に……、災害地といえども、やはり看物を買わなければならん、味噌、醤油は勿論買わなければならん。あらゆるもの、を買わなければならん、畳も替えなければいかんこれが一遍に購買力になつて現われた場合に、私はこれから十日なり二十日先に行つて必ずこれが物価高になつて現われて来る、それに先廻りしていろいろなものを送つておかなれば私はどうにもならんと思う。今種の話が出来ましたが、私は種あたりも是非これはやつてもらいたいと思うが、今重政さんのほうから専門的な農業土木の話がありましたが、農業土木地盤は百七、八〇%ですか、現在……、日本だつてすでに二〇%以上利用しておりますところもあるのでありますから、種等もかゆいところに手の届くようにして、土地が荒されて狭くなればならば、狭いところの利用度を上げて回転率をよくすると、こういうことに是非森林省が先になつてやらなければならんと思う。いろいろ抽象的になりましたけれども、まあ一々味噌、醤油、御質問申上げても又それが御迷惑でありますようが、是非一つ私は総括的に考えて、どうも物が足らなくて、そから始まつて、いろいろなことを一々御質問申上げても又それが御迷惑でありますようが、是非一つ私は総括的に考えて、どうも物が足らなくて、それが何か近いうちに必ず物価高という現象になつて現われて来やしないかと、こういうことが気になつてならないので、折角今まで成績を捺せられた

のでありますから、農林省で万全を期してもらいたい。それから繰返しますが、先日の我々の決議に対しまして私はあの際この決議はお座なりの決議じやないと注文したほどであります。が、今以てそれが具体化されないといふことになると、どうも農林委員会の決議といつものは政府に舐められたといふ恰好なんです。まあ議会が終つてからならないけれども、こういふうちに開会中に舐められた今まで、こうやつて毎日我々議会に通うわけに行きませんから、これは至急規格外品の買上、又群の買上指置なり、食管法の改正等につきましては、議会開会中でありますから、出して頂ければ私はすぐ通ると思いますから、至急にその措置をとつて頂きたいと、こういうふうに思います。

しに、日本の国民の思想導向は、生産力を発揮し、邁進させるような気持をここで奮い立たすというような工合にするのは、これまでの対策の安易な微温的なやつでなしに、思い切った善後策を講じまして、この災害をもつと或る半面有効にさせるということに政府は考えなくちやいかんのじやないかと私は考えるのです。まあ要するにこれまで我々が考えておられます対策は少し微温的じやないか、もつと大きく災害を救り、そして再生産ができるようになるということに一歩躍進しなくちやいかんのじやないか殆んど堪えないような今状態になつておるのでいかということを痛感しておるのであります。

○委員長(片柳眞吉君) この問題はまだ今後いろいろ御審議を願うことになりましたして、農林省でもまだ正確な被害の実態が、まだ調査できておらんと思ひますから、今後逐次又委員会でも審査をしたいと思います。本日はこの問題はこの程度にしておきたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に日下通商産業委員会で審議中の特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の件を議題といたします。これは農林委員会にも非常な関係があるのでありますから、この件につきましては、前回、戸叶、白井、河野等の各委員から発言を求められております。

○宮本邦義君 議題になりました特定中小企業の安定に関する臨時措置法案は、前の国会で通りました法律の拡張になつておりますので、この法案をさつと見ますと、適用業種にも指

要件を、どうぞお聞かせ下さい。この追加措置法では、これらの方々の意見が新たに考慮されるべきであることは、ご存じのことと存じます。そこで、この法律案が、必ず間に通産省の意見をもつた点を申立てて、この法案に対する御意見を述べたいと思います。

たように、関係から行ら。これらがこの法のうが、今度再あります。そこまでいる／＼おりますのこ通ります。そこで、通産省及び県が、設置法をましては、や入れてしまふのでありますくにつれて、必要がありますになつてなまづが、設置法をよれば、どどりうふうに、こうじとます。

当然、これは農林省の権限で、農林省と農業議院の法制定議論も、その後その他の法令の議論も、やつておつたので、農林省関係はやはりこの法律がいいはそういうことですので、所長がくいやすくて頂かうふうに考へます。しかし、それでは何でもはりこの法律を受けることになります。それで、所長がくいやすくて頂かうふうに考へます。そこで、農林省行政なんぞもはりこの法律を受けることになります。

る」とかで、
○河野謙三 いのですが、
ませんけれども、
に、こうい
めに、又日
こういう法
から批評は
かも知れま
合によつて
つてもらつ
問題を伺い
問題を伺い
○政府委員 どうちよつ
どうちよつ
いうか、経
てはおかし
行きますと
法をとるこ
で、同じ規
やり方をや
追隨せざる
こと、これが
○阿爾絲三
の法律につ
おられるると田
の中に規定す
に農林省主導
私たち末端、
林大臣の所管
りますと、
ない、これは田
ところは、統
指定により統

當んで、員と同様に、戰争中から頂いたとかいところが度は自由本氣でるところの上に、うちに財わゆる田たに財はそうちにならないうる。田はそういう仕事は、そがそういうことやうと、断定す個人の一、二としようとは決して、中小には、ろつてういう中に対し、社との中が参画策が私は先づ私

は一応田舎で生活しておる私から見たこの法案の提出したその経過において、そういうものであるということを私は断定せざるを得ない。そこで、併しまあこれが農林委員会の主管であつたら、これは私大いに議論しなければならんと思うけれども、不幸にして我々のほうでないから、委員長はいずれかの機会に連合審査が何かして頂けると思うから、そのときに言おうと思うが、併しまあこの法案を認めるといったとしても、今宮本さんの言ふようにこれは農林省の責任において農林省が仮にこの法案の精神というものを是とするといふなら、この精神を本当に生かして農林省主管の業種に対しても十分この法案の運営を過たないようにならんで私は農林省の主管にすべきである、これを主張することに何の私は繩張り争いも何もないと思う。それにつきまして私は政府のほうから……、今我々も大体わかつておりますけれども、この法案に盛つてある品種の中で、何と何が農林省主管になつておるかということをこの際教えて頂きたいと、こう思うのですが。

○政府委員(渡部伍良君) この改正案

に載つておるのは清涼飲料水、それからこの前の法律のとき問題になつた合板、こういうのも今後問題になつて来ると思います。それから玉糸、そういうやうなものも問題になつて来ると思います。それから或いは「なたね」の擁油業等もやはり問題になつて来る危険性を包藏しておると思います。それから或いは農水産物の罐詰等もこれも問題になつて来ますけれども……。

○河野謙三君 これらにつきましては当然通産省と、この法案は議員提出で

ありますけれども、この法案について農林省は合同のいろいろ審議をされた経過はあるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) たゞ／＼やつておるので、まあ御承知のよう

に議員提案になると、それに隠れちゃ

つて、なか／＼話がうまく行かないわ

けなんです。

○河野謙三君 議員提案ですから御無理もないと思うけれども、そのたび

／＼の会合におきましては、今我々が希望を申上げたと同様に、当然農林省の所管の業種につきましては農林大臣の認可というものを要するという御主張であったわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) そうです。

○河野謙三君 それに対して通産省のほうはどういう御意見であつたのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは只今ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿、綿帶といふようなのは厚生省の所管になつておるわけです。厚生省もいいのだから農林省もいいじやないかと、こういふことを言つておるのですが、農林省としましては、今は清涼飲料水が問題になつておるけれども、だん／＼世の中が蓬着くにつれて、只今申上げましたよ／＼な品目が出て来る虞れがあるのです。そうしますと、例えば合板、「なたね」、玉糸等になれば、これは本当に農村色色彩が多くなつて来る、清涼飲料水程度であれば、「みかん」ジュースとか、いろいろの農村と直結しておるものもありますけれども、サイダーとか、そういうものもある、さつきりしておかなければ、本当に問題になつて来ますけれども……。

○河野謙三君 これらにつきましては

りはつきりしておかなければ、本当に

ありますけれども、この法案について農業に非常にウェートを持つものの中

小企業の対策を講じなければいかん場

合、適切な手が打てないと、こういうふうに考へますが、是非所管通りやつて行きたいと、こういうふうに思います。

○佐藤清一郎君 これと関連あるかど

うかわかりませんが、先頃清涼飲料水の製造業者から陳情の書類を受取つて、その内容を見ると、輸入飲料水を防止してもらわなければ国内の我々はどうしても対抗できないという切な

る陳情であります。日本農業保護の面から尤もな陳情であると考えておりますから、これと関連あるかどうか、私はよくわかりませんが、この輸入飲料水であるジュース類ですね。これらについて農林省としてはどういうふうな対策をとつておりますか、これを一つ一応明らかにして頂きたい。

○政府委員(渡部伍良君) 農林省といつましては、特に果物関係のジュー

スで清涼飲料水、これも今までいろいろ／＼な問題がありまして、腐敗の問題とか、味の問題とか、処理の方法の問題とか、うまく行って、いなかつたの

であります。特に柑橘類のジュース

が落ち着くにつれて、只今申上げましたよ／＼な品目が出て来る虞れ

があるのです。それは本当に農村と

農業振興上非常に重大な意義

がありますので、特に柑橘類のジュー

スなどは、なかなか販路が狭い

ものであります。それで、この問題

を圧縮して国内産業の発展を期せられ

るようにお願いしたいと思います。

○河野謙三君 農林省としては日本農民の保護の意味から、いわゆる輸入関税をどうするか、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりております

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりております

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりております

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりております

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりまして

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりまして

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

きもう少し本当にこの問題について深

く検討しておけばよかつたといつま

し、なれない残さないような措置をこの際

講じたいと思うわけでござります。

私は一言申上げたいと思うのでございまして、一つの動議として提出いたし

たいと思ひます。

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類におい

ても、アメリカやその他の国々に大量

に輸出しておるのを、それを今度それ

らの原産のものを逆輸入するといふよ

うなことは既だ国内産業保護の意味に

おいても面白くないと思います。是非

農林省としては日本農民の保護の意味

から、いわゆる輸入関税をどうする

か、できる限り今の保護を、更に輸入

は将来の農村のためというような意

味合でも重大な問題じゃないかといふ

うに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

も、今通産委員会にかかりまして

ふうに考へられるわけなんでございま

す。従いまして当委員会におきまして

本法案の審議の過程におきまして、本

委員会から連合と申しますというと、

又或いは当委員会の心証を害するよう

なこともありますし、それが御意

向によつては連合委員会もいいだろ

うで、さもなければ、代表のかた／＼に

出で頂いて、そうして十分この点を審

議されて、そして、しまつた、あのと

○河野謙三君 私は極めてこれは大事な問題でありますから、次回の委員会に農林大臣の出席を求めて、議員立法でもあります。この法案に対する農林大臣の一つ所見を私は質しておきたいたい。そういうふうに私は思います。その順序は是非とつて頂きたい、然る後に委員長の計らいによつて合同審査なり、若しくは代表を経営安定ですか。委員長にして大いに質疑をするなり、こうじうことにさしてもらいたいと思います。

○委員長(片柳眞吉君) 只今宮本さんから動議の提出がありまして、河野委員からは問題が大きいので農林大臣を来週早々呼んで、大臣に対しても所見を質したいというような御意見がありましたが、ただ私の若干の心配しますのは、通産委員会で相当早目に上げるという気配もなきにしもあらずと実は思ひます。どういたしましようか。

○戸叶武君 議員立法の場合に、こういう場合は今後も出て来ると思いますが、やはりこうしたときに前例を作つておくことが大切であつて、関係の委員会でこの法案を急ぐといつあまりに、拙速主義でこうじうことになつたのだと思いますが、その委員会においても、すでにこの通産省所管關係と農林省所管關係のものがあるのであるから、その調節をするようにするといふ意見が出ておりまして、それに対してとにかくとりあえずこうやるけれども、やがてはそれは趣旨が御ともなるから変えるといふような答弁もなされておるようあります。この際議員立法という関係からいたしました

て、この農林委員会なり何なりで申込をやりまして、通産委員会の人々との話合において、こうじう問題はやはり正だ何だというむづかしいことになるから、そういうよろんな形で委員長が打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) ちょっとと速記を止めさせて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め下さい。宮本委員から先ほどお聞きのお考えの上一つお含みを願いたいと思いますが、どういたしましようか。

○戸叶武君 議員立法の場合に、こういう場合は今後も出て来ると思いますが、やはりこうしたときに前例を作つておくことが大切であつて、関係の委員会でこの法案を急ぐといつあまりに、拙速主義でこうじうことになつたのだと思いますが、その委員会においても、すでにこの通産省所管關係と農林省所管關係のものがあるのであるから、その調節をするようにするといふ意見が出ておりまして、それに対してとにかくとりあえずこうやるけれども、やがてはそれは趣旨が御ともなるから変えるといふような答弁もなされておるようあります。この際議員立法という関係からいたしました

頼れば至急作成いたしまして準備をいたします。御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕認めます。それから私ものこの問題で一 点だけ法律論でもないのですが、同じ法律で両者に跨がつておるという先例調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修正だ何だというむづかしいことになります。御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一 点だけ法律論でもないのですが、同じ法律で両者に跨がつておるという先例

が私は幾つもあると思うのですが、どなんものがありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 一番これに関係するのは中小企業等協同組合法ですか。

○説明員(中西一郎君) 現在問題についております特定中小企業安定法の所管問題と関連しまして、一つの法律で時間の余裕がありますれば、当委員会に出席を求めてこの問題について所見を質して頂く、若しそれができないれば、便宜通産委員会のほうへ出席を求めて、その席において農林大臣に所見を質して頂く、こうじうふうにいたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) ではさよう決定いたします。代表者はまあどなたか、多数おいで願つてこれは支障はありませんが、一応私が御指名いたしませんが、一応私が御指名いたしましてよろしくございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 河野委員、白井委員、戸叶委員、宮本委員、それ以上御希望のかたは、これはもう御出席を願つて御質問をして頂きたいと思いま

す。なお修正案又は委員長に御一任

て、この農林委員会なり何なりで申込をやりまして、通産委員会の人々との話合において、こうじう問題はやはり正だ何だというむづかしいことになります。御異議なし」と呼ぶ者あり〕

いたします。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例

調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修

正だ何だというむづかしいことにな

るから、そういうよろんな形で委員長が

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

然るべき方法を講じて、皆さん方の意

向を受けてこの調節に当り、何らかの

法律で両者に跨がつておるという先例

打開策をきめて頂きたいと思いま

す。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私ものこの問題で一

点だけ法律論でもないのですが、同じ

法律で両者に跨がつておるという先例